

建設局下水道施設包括業務委託のPDCA実施にかかる有識者会議 傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開始予定時刻の30分前から開催予定時刻までに、受付において有識者会議事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行いますので、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話、スマートフォンなどは、受信音などを出さないこと
- (5) 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、有識者会議事務局の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと
- (8) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、マスク着用等咳エチケットの徹底にご協力をお願いします。また、発熱等の症状のある方は傍聴をご遠慮ください。

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、有識者会議事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2 傍聴者の遵守事項の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

4 その他

この要領に定めのない事項については、有識者会議事務局が会議に諮って定めます。